訪問看護 介護予防訪問看護 重要事項説明書

<令和 7年 1月 1日 現在>

1. 事業者の概要

名 称	奈良県看護協会
法人種別	公益社団法人
代表者名	会長 春木 邦惠
所 在 地	〒634-0813 橿原市四条町288-8
連絡先	0744-25-4014

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	橿原訪問看護ステーションやわらぎの郷
県指定番号	2961290216
所 在 地	〒634-0847 橿原市飯高町103-1
連絡先	0744-25-0222
管理者氏名	所長 田丸 勝巳

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利 用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的 とする。
運営の方針	①利用者の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能を維持回復することを目指して支援する。 ②事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、市町村、保健・医療・福祉機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 ③必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるように事業体制の整備に努める。

(3) 事業所の職員体制

職種	常勤	非 常 勤	計
管 理 者	1 名	0 名	1 名
看 護 師	2 名	13 名	15 名
理学療法士	2 名	0 名	2 名
作業療法士	0 名	1 名	1 名
介護支援専門員	1 名	1 名	2 名
事務員	1 名	1 名	2 名

< 合計 23 名>

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域 橿原市・桜井市・田原本町・二宅町・川西町・広陵町	事業の実施地域	橿原市・桜井市・田原本町・三宅町・川西町・広陵町
------------------------------------	---------	--------------------------

(5) 営業時間

営業時間	月~金 9時00分 ~ 17時00分
休 業 日	土・日曜日・祝日・12月 29日~1月3日

※緊急時訪問看護加算の契約利用者に対しては、24時間体制で電話でのご相談 及び緊急時訪問をします。

(6) サービス内容

- ・褥瘡や創傷の処置、予防
- ・カテーテルなど医療機器の管理
- ・医師の指示による医療処置
- ・病状や障害の観察、健康管理支援 ・リハビリテーション ・ターミナルケア
 - ・保健、福祉サービスなどの活用支援と連携、調整
 - 認知症の看護
 - ・家族など介護者の支援
- ・食事、水分、栄養管理、排泄、清潔などに関する処置とケア

(7) 訪問看護計画の作成(契約書第4条)

看護師が、ご利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びご利用者の希望を 踏まえて、訪問看護計画を作成し、書面で説明のうえ交付いたします。

3. 利用料金 (契約書第13条)

(1) 介護保険 () 内は介護予防訪問看護の単位です。

		夜間早朝料金	深夜料金
所 要 時 間	基本料金	(18 時~22 時)	(22 時~6 時)
		(6 時~8 時)	(22 時 60 時)
20 分未満:	314 単位	393 単位	471 単位
特別な場合の訪問	(303 単位)	(379 単位)	(455 単位)
20 八七进	471 単位	589 単位	707 単位
30 分未満	(451 単位)	(564 単位)	(677 単位)
20 八八 L 1 時間土海	823 単位	1029 単位	1235 単位
30 分以上 1 時間未満	(794 単位)	(993 単位)	(1191 単位)
1 時間以上	1128 単位	1410 単位	1692 単位
1 時間 30 分未満	(1090 単位)	(1363 単位)	(1635 単位)
理学療法士、			
作業療法士の場合	294 単位		
1回20分以上	(284 単位)		
(6回/週まで)			

※1回につきの料金

その他のサービスの加算料金

項目	基本料金	内容
初回加算(I)	350 単位	新規に訪問看護計画書を作成し、退院日に初
		回の訪問看護を行った場合に算定
初回加算 (Ⅱ)	300 単位	新規に訪問看護計画書を作成し、退院日の翌
		日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定
│ │緊急時訪問看護加算(I)		ご利用者の同意を得て 24 時間体制で計画
※心内の同有暖加昇(1) (1月につき)	600 単位	的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪
(I 万 (C) C)		問を行う場合に1回/月算定
 特別管理加算 (I)	500 単位	厚生労働大臣が定める特別な管理を要する
(1) (1月につき) (Ⅱ)	250 単位	ご利用者に、計画的に管理を行う場合に 1
(1)1(c)c) (n)	200 平压	回/月算定
看護体制強化加算(Ⅱ)		厚生労働大臣が定める看護体制の要件を満
(1月につき)	200 単位	たし、体制を整え、要介護者に対し訪問を
※介護予防訪問看護は除く		行う場合に1回/月算定
ターミナルケア加算	2,500 単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上タ
(死亡月)		ーミナルケアを行った場合に死亡月に 1回
(941)		算定
サービス提供体制強化加算(I)	6 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している
,		場合に1回ごとに算定
	600 単位	ご利用者が退院又は退所に当たり、主治医
退院時共同指導加算		等と連携して在宅生活に必要な指導を行
		い、その内容を文書で提供した場合に算定
長時間訪問看護加算	300 単位/1回	特別管理加算対象者で1時間30分を超える
	30 分未満:	ご利用者の同意を得て、厚生労働大臣が定
複数名訪問加算 I	254 単位	める基準において同時に複数の看護師等が
	30 分以上:	計画的に訪問看護を行った場合に加算
	402 単位	
利用者負担額	介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額	

※橿原市の地域単価は基本単価10円に対し、訪問看護は10.21円になります。

(2) 医療保険

項目	訪問看護の回数	利 用 料 金
基本療養費	週3日まで	5,550 円
	週4日目以降	6,550 円
管理療養費	月の初日	13,230 円
	月の2日目以降	3,000 円
24 時間対応体制加算	6,800 円/月	
	5,000 円/月(悪性	主腫瘍患者・気管切開患者・気管カニュー
特別管理加算	レ・留置カテーテルを使用している状態)	
	2,500 円/月(人工肛門・人工膀胱・褥瘡・点滴管理等)	

ターミナルケア療養費	25,000 円		
夜間早朝加算	2,100円(18時~22時と6時~8時)		
深夜加算	4,200 円(22 時~6 時)		
緊急時訪問看護加算	2,650円 (診療所・在宅療養支援病院の指示)		
長時間訪問看護加算	5,200円(90分を超える訪問)		
乳幼児加算	1,300 円(6 歳未満)		
40917070194	1,800 円 厚生労働大臣が定めるものに該当する場合(6歳未満)		
複数名訪問看護加算	4,500 円(看護師 2 人)		
後	3,000円 (看護師とその他の職員)		
退院時共同指導加算	8,000円(退院又は退所時の連携と指導)		
退院支援指導加算	6,000円(退院当日の訪問、長時間にわたる場合 8,400円)		
 在宅患者連携指導加算	3,000円(医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、ご利		
住七忠有 建捞拍导加异	用者・家族に指導を行い、他職種に情報提供した場合算定)		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円(急変や診療方針の変更等に伴い、ご利用者宅で医		
代七忠有系心時等カンノテレンへ加昇	療従事者と一同にカンファレンスした場合)		
訪問看護情報提供療養費	1,500 円/月 (市町村・保健医療機関等との連携)		
訪問看護ベースアップ評価料(I)	780 円/月		
利用者負担額	各保険の負担割合に応じて異なります(1~3割)		
訪問時間	30 分~1 時間 30 分まで/回		

(3) 自費負担(保険外)

項目	利用料金
保険外の訪問看護	訪問時間によって、介護保険に準じる料金となります
休晚% 70 10 10 10 10 10 10 1	(別途消費税)
交通費	300円/回(消費税込・橿原市外のみ)
死後の処置	16,500 円 (消費税込)

(4) 料金の請求及びお支払方法

請求方法	毎月 10 日以降の訪問日に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書
· 商水刀伝	を持参いたします。
	・ゆうちょ銀行及び南都銀行からの「自動引落とし」とさせていた
お支払い方法	だきますので手続きをお願いいたします。
	・毎月20日に引落としさせていただきます。(20日が休日の場合、
	翌営業日になります。)
	・20 日に引落としができない場合は、月末に再引落としさせてい
	ただきます。
領収書の発行	・「自動引落とし」の領収書は、翌月の10日以降に発行いたします。

(5) 利用中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更する

ことができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示させていただきます。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う看護師等について(契約書第6条)

サービス開始時に、担当の看護師等を決定します。ただし、実際のサービス提供時は、複数 の看護師等が交代で訪問させていただく場合があります。

- (2) 担当の看護師等の交代(契約書第6条)
- ・ご利用者から交代の希望があった場合 担当の看護師等の交代を希望される場合は、ご相談ください。その際、交代を希望する理由 についてお伺いします。なお、看護師等を指名することはできません。
- ・事業所から交代をお願いする場合 事業所の都合により、担当の看護師等の交代をお願いする場合があります。その際、ご利用 者に不利益が生じないよう十分配慮いたします。
- (3) 訪問看護ステーションでは、理学療法士・作業療法士の訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりにさせる訪問です。
- (4) サービス提供時の注意事項
- ①訪問看護指示書について

訪問看護サービスは、医師の指示に基づいてサービスを提供します。

ご利用にあたっては、主治医より訪問看護指示書の交付を一定の期間(最長6か月)ごとに受ける必要があります。

- ②訪問看護師は、身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者又はご家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。
- ③サービスのキャンセルについて

訪問看護サービスの予定を変更・取り消しされる場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。キャンセル料金は発生しません。

- ④サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません
- 金銭管理
- ・金銭又は物品、飲食の授受
- ・飲酒及び喫煙
- ・身体拘束、その他行動を制限する行為(生命及び身体保護のためやむ得ない場合を除く)
- ・宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
- ・ご利用者の家族に対する訪問看護
- ⑤鍵などの貴重品の一時保管について
- ・鍵等の貴重品については原則としてお預かりしません。ただし、サービス提供において支障がある場合、「鍵預かり証」を発行し一時的に保管させていただくことがあります。鍵は事務所の鍵のかかる場所で保管いたします。
- ⑥悪天候や災害時(大雨・豪雨・積雪・台風・地震等)は、サービス時間の調整、変更や中止をさせていただく場合があります。

(5) 衛生管理等

- ①訪問看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

5. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 指針を整備しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護(予防訪問看護)の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 記録の保管、閲覧、交付(契約書第7条)

ご利用者へのサービス提供記録は、サービス提供終了後から2年間保管します。 記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、ご利用者とその家族に限り可能です。

8. 暴力への対応 (契約書 17条)

ご利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・暴言・脅迫・セクシャルハラスメントなどがあった場合はサービスを中止することがあります。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口(契約書第11条)

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。又、県や市町村、国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

橿原訪問看護ステーション やわらぎの郷	窓口責任者:田丸 勝巳 受付時間:月~金曜日 午前9:00~午後5:00 電話番号:0744-25-0222
奈良県福祉医療部介護保険課	電話番号 0742-27-8532
橿原市社会福祉協議会地域包括支 援センター(南エリア)	電話番号 0744-24-4301
橿原市地域包括支援センター (北エリア)	電話番号 0744-20-3366
橿原市福祉部長寿介護課	電話番号 0744-22-8108
桜井市福祉保険部高齢福祉課	電話番号 0744-42-9111 (内線286)
広陵町けんこう福祉部介護福祉課	電話番号 0745-54-6663
田原本町健康福祉部長寿介護課	電話番号 0744-34-2101
三宅町住民福祉部保険医療課	電話番号 0745-44-3074
川西町長寿介護課	電話番号 0745-44-2635
奈良県国民健康保険団体連合会	電話番号:0120-21-6899

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

	1	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法
		律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び
		「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
		ガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
	2	事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サー
利用者及びその家族に関		ビス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理
する秘密の保持について		由なく、第三者に漏らしません。
	3	また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後
		においても継続します。
	4	事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を
		保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後にお
		いても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容
		とします。
	1	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当
		者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者
		の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サー
		ビス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
個人情報の保護について	2	事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物
		(紙によるものの他、電磁的記録を含む。) については、善良な管理
		者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止
		するものとします。
	3	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容
		を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を
		求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な
		範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必
		要な場合は利用者の負担となります。)

11. 緊急時等における対応方法(契約書第12条)

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族)、居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な対応を行います。

主治医	病院名	
	氏 名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏 名	
	(続柄)	
	住 所	
		自宅:
	電話番号	
		携带:

12. 事故発生時の対応方法(契約書第19条)

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに上記の記載による「緊急時の対応」を行うとともに県・市町村への連絡・報告を行います。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 公益社団法人 奈良県看護協会立 橿原訪問看護ステーションやわらぎの郷

橿原市飯高町103-1

所長 田丸 勝巳 印

説明者 氏名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

)

 利用者
 住所

 代理人
 住所

 氏名
 印

続柄 (

個人情報使用同意書

個人情報の利用目的

- 1、事業所内での利用
 - 介護保険請求等の事務
 - 会計、経理等の事務
 - 事故等の報告、連絡、相談
 - ・ご利用者へのサービスの質向上 (ケア会議、研修等)
 - ・その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務
- 2、他の事業所等への情報提供
 - ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅 サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・家族等介護者への心身の状況説明
 - 介護保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 3、その他上記以外の利用目的
 - ・サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - ・事業所で行われる学生の実習への協力
 - ・学会等での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)
 - ・外部監査機関への情報提供
 - ・関係法令等に基づく行政機関への報告等

私及びその家族の個人情報について、上記の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

令和 年 月 日

公益社団法人 奈良県看護協会立 橿原訪問看護ステーションやわらぎの郷 所長 田丸 勝巳 殿

利用者	住所		
	氏名		印
代理人	住所		
	氏名		印
	続柄()	